

生活福祉資金調査委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、生活福祉資金運営要領に基づいて制定する。

(目 的)

第2条 本会は舟形町社会福祉協議会長の諮問に応じ、借入申込書の内容について調査し、その意見を具申するものとする。

(組 織)

第3条 調査委員会は、委員6名程度で組織する。

2. 委員は社協関係者、民生児童委員、関係行政機関の職員、学識経験者の中から舟形町社会福祉協議会長が委嘱する。

第4条 調査委員会の互選により委員長を1名置く。

2. 委員長は会務を総理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠選任されたものは、前任者の残任期間を任期とする。

(会 議)

第6条 調査委員会の必要がある場合は、社会福祉協議会長がこれを招集する。

第7条 調査委員は議事の経過又は結果を外に漏らしてはならない。

(費 用)

第8条 調査委員会に要する費用は舟形町社会福祉協議会が負担する。

第9条 調査委員会の庶務は舟形町社会福祉協議会事務局において処理する。

(雑 則)

第10条 この規程で定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規程は昭和33年1月1日より適用する。

平成9年2月21日一部改正